

修正前	修正後
<p data-bbox="159 316 492 352"><b>第11 県民参加の促進等</b></p> <p data-bbox="159 376 340 413">1・2 省略</p> <p data-bbox="159 435 1075 762">3 県は、<u>地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」といいます。）</u>への活動の支援および参加の促進、地域が行う学校におけるスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="159 906 432 943"><b>第20 施設の整備等</b></p> <p data-bbox="159 965 282 1002">1 省略</p> <p data-bbox="159 1024 1075 1177">2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="159 1262 282 1299">3 省略</p>	<p data-bbox="1151 316 1485 352"><b>第11 県民参加の促進等</b></p> <p data-bbox="1151 376 1332 413">1・2 省略</p> <p data-bbox="1151 435 2067 823">3 県は、<u>総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ（地域において県民が主体的に運営するスポーツ団体をいいます。以下同じ。）</u>への活動の支援および参加の促進、地域が行う学校におけるスポーツ活動への支援、県のスポーツ選手等との交流の促進、スポーツとして行われるレクリエーション活動に参加する機会の提供その他県民のスポーツ活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。</p> <p data-bbox="1151 906 1424 943"><b>第20 施設の整備等</b></p> <p data-bbox="1151 965 1274 1002">1 省略</p> <p data-bbox="1151 1024 2067 1235">2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、<u>民間の資金等を活用するよう努めるとともに、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保および障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとします。</u></p> <p data-bbox="1151 1262 1274 1299">3 省略</p>